

平成 26 年度 臨時 一 鍬 田 区 民 総 会

日 時 平成 26 年 6 月 20 日 (金) 午後 7
時～
会 場 一鍬田公民館

- 1 開会のことば
- 2 区長あいさつ (開催理由の説明)
- 3 議長選出
- 4 議 事
 - (1) 議事録署名人の指名
 - (2) 議案
 - 第 1 号議案 産業廃棄物中間処理施設の進出計画に対する今後の対応について
 - 第 2 号議案 産廃問題特別委員会 (仮称) の設置について
 - ・ 産業廃棄物中間処理施設進出計画に伴う状況説明
- 5 報告事項
 - 財産区の今後のあり方について
- 6 その他
- 7 閉会のことば

<第1号議案>

○産業廃棄物中間処理施設の進出計画に対する今後の対応について。

1. 引き続き、建設反対・操業を許さない取り組みを他地区等と協力して進める。
2. 新たに進出事業者との「対話」を始める。

(提案理由)

進出事業者((有)タナカ興業)は、3月26日に「事業許可申請書」を県に提出し、4月に建築許可申請を民間の指定確認検査機関に申請、5月20日には新城市に工場立地法に基づく届け出を済ませた。今回、事業者は、新城市の“産廃条例”の適用を受けないので、住民説明会の開催も環境保全協定の締結の必要もなく、工場を建設し、欠格事項さえなければ県の認可を受けて操業を開始する可能性が大である。

このまま産廃施設の建設・操業が強行された場合、悪臭や環境条件の悪化、それらに伴う2次被害等が十分に想定される。緊急に進出業者の産廃施設の建設・操業に反対する取り組みを進めるとともに、一方で事前に事業者に対して、環境条件等の悪化を防止する対策を具体的に求めることが必要である。このことは、産廃進出の問題点を浮き彫りにするだけでなく、仮に建設され操業が開始される状況になったとしても、事業者との約束事(協定)を取っておくことで、法令を補完して、約束条件に沿って改善を求める道筋を拓くことができる。さらに、認可の更新の際はその対応内容が問われるものと考えられる。これらを考慮すると、事業者との対話を始めることが不可欠であると認められるので、本件、提案する。

(付帯事項)

1. 産廃進出に係わる問題点を明らかにするために、独自の情報収集、質問状に対する回答の分析、住民アンケート、実地調査を含む調査・研究等を行う。
2. 事業者との対話(以下「対話」という)は、規約に基づき設置された特別委員会が他の行政区と協力して当たるものとする。「対話」の際には、市役所担当部署を加えて行うものとする。
3. 「対話」は、問題が整理されるまで何回でも行うものとする。「対話」の合意事項は、「新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の防止及び予防に関する条例」(H25.12.27, 条例第53号)に準じて環境保全協定を締結することとなった場合は、同協定に反映させるものとする。
4. 「対話」と並行して、愛知県企業庁に、経過説明を求める。進出事業者の住民説明会は、「対話」とは別に計画されるべきものとする。

<第2号議案>

- 産廃問題特別委員会(仮称)の設置について
別記のとおり、産廃問題特別委員会設置要綱を定める。

別記

○「産廃問題特別委員会設置要綱(案)」

第1条 新城南部企業団地に産業廃棄物中間処理業の進出が計画されていることに対処するため、一鍬田区規約第14条第4項に基づき産廃問題特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、各組長から推薦された委員4名、区役員若干名及び区長が指名する委員若干名により組織するものとし、各委員は区役員会において承認を受けるものとする。

2. 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員会に、学識経験を有する者を外部委員(一鍬田区民以外の委員)として若干名を置くことができるものとする。外部委員は区長が区役員会の承認を得て委嘱する。

第3条 委員会は、第1条に定める目的を達成するため、他の行政区において、委員会と同様の役割をもつ委員会又は委員等と協力するものとする。

第4条 委員の任期は、一鍬田区当該1事業年度とする。再任を妨げない。

第5条 委員長及び委員(区内の委員)には、一鍬田区規約第15条に基づき手当を支給することができるものとし、手当の額は、別途定める。但し、区役員手当との併給はしない。

附則 1. この設置要綱は、平成26年6月20日から施行する。

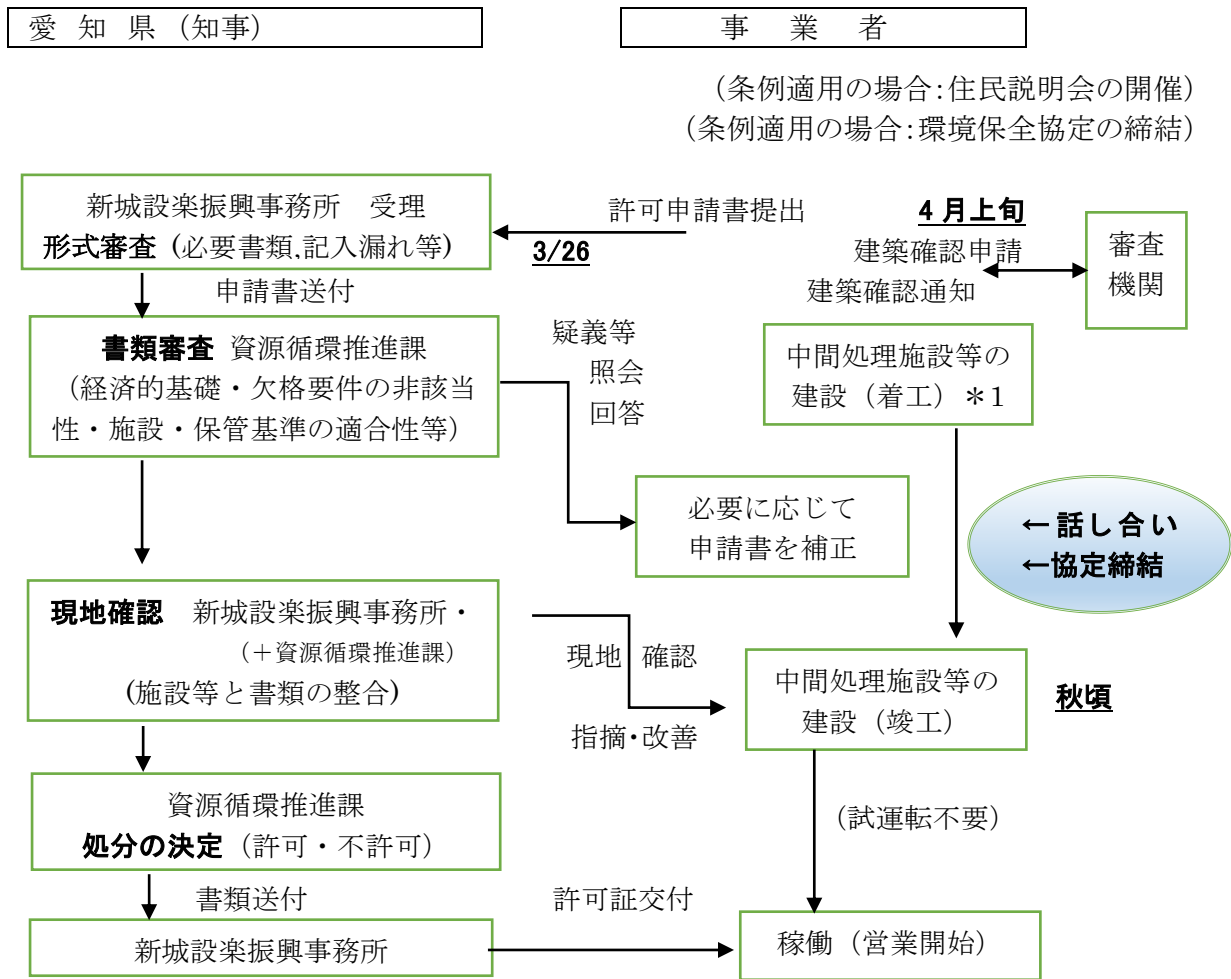
(付帯事項)

本委員会の「対処」すべき課題と任務は、区民総会の決議及び区役員会の決定による。必要であれば、区長に対して提言を行う。

○経過・状況の説明図

6/20 臨時総会資料

＜申請・審査の流れ(概略) - 通常の場合 - (県担当への聞き取りによる)＞



*1 中間処理施設(発酵施設)は、他法令をクリアーすれば産廃処分業の許可前に建設に着手できる。
 *2 標準処理期間 52 日(行政手続法による標準の審査期間)
 (タナカ興業社長は、年内に施設建設、設備搬入を終え、年明け操業開始を目標にしている模様。)

＜「工場立地法」に基づく届け出 新城市産業立地部商工立地課からの説明＞

- ・この法律は、工場敷地の使用に際して、生産施設や緑地等の面積率を決めているものです。
 生産施設面積率(65%以下), 緑地面積率(20%以上), 環境施設面積率(25%以上/緑地を含む)
- ・届出対象: 製造業, 電気・ガス・熱供給業者(太陽光発電を除く) 建物 3 千㎡・敷地 9 千㎡以上
 タナカ興業: 職業分類=サービス業, 工場立地法上の分類=製造業
- ・届け出窓口: 新城市産業立地部商工立地課
- ・届出時期 : 工事着手 90 日前まで(30 日前まで短縮あり) 通常は建築確認と並行して申請される。
- ・5/20(火) タナカ興業が、工場立地法に基づく「特定工場新設届出及び実施制限期間の短縮申請書」を、市産業立地部商工立地課に提出
 届出に記載された施設の設置工事の日程: H26.6.20~H27.3.31